

【パブリックコメント】第5次群馬県男女共同参画基本計画の素案 提出された意見の概要と意見に対する考え方

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
1	基本方針Ⅰ－基本目標3－(3) 魅力的な地域づくりと地域活動における男女共同参画推進	・「地域活動の場における意識啓発」は現状ではほとんどないと言っても過言ではない。まずはトップである区長に対しての意識改革が急務である。「群馬県は女性区長が少なすぎて恥ずかしい」というくらいの気持ちがあるような施策が必要ではないか。	・女性が地域の様々な分野に参画することにより、多様な視点や発想に基づく地域の活性化が期待できます。そのためにも、自治会長等リーダーへの女性の登用や、リーダー候補となる人材育成は極めて重要と考えております。これまでも意識啓発・情報発信を行ってきたところですが、貴重な御意見として、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
	基本方針Ⅲ－基本目標10－(1) 学校教育における人権教育の推進	・男女共同参画が依然として社会全体に行き渡らない要因として、長年にわたり形成されたアンコンシャスバイアス等を挙げており、様々な世代で男女双方の意識を変えていく取組が極めて重要となるというのであれば、県立高校の男女別学はこの動きに逆行しているのではないかと。	・人権問題・男女共同参画についての理解を深めるため、人生のあらゆる段階、場において学習し、理解する機会が必要であり、これまでも様々な取組を進めているところですが、今後もより効果的な方法等を検討してまいります。 ・高等学校の男女別学につきましては、継続している経緯、メリット・デメリット両面があると思われませんが、貴重な御意見として、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
2	基本方針Ⅰ－基本目標1「政策・方針決定過程への女性の参画拡大の施策」－「施策の基本的方向」	・審議会への女性委員参画促進について、所管課に総務課が入っているが、成果を上げるためには県庁全体に影響のある部署に関わる必要があると思うがどうか。	・県総務部総務課では、「附属機関の設置及び運営指針」を定め、県庁全体を総括する形で、審議会をはじめとした附属機関の委員の選任について方針を定めています。その中で、女性委員の登用も積極的に進めており、男女共同参画を所管する当課とともに取り組んでいます。
	基本方針Ⅱ－基本目標4「女性に対するあらゆる暴力の根絶」－「施策の基本的方向」	・DV加害者に対する教育をすることで、自分の問題に気づき、互いの人権が認められる夫婦・家庭が増えるのではないかと。 ・学校教育の中でデートDVについて学ぶ機会が重要であり、それによりジェンダー平等がさらに進むのではないかと。	・DV根絶のためには、被害者保護の対応のみならず、予防や再発防止の観点も重要です。加害者に対する教育については計画の内容に明記していませんが、貴重な御意見として、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。 ・デートDV防止啓発講座につきましては、現在も各校の希望に応じて実施しているところですが、より効果的な方法等について随時検討いたします。
	基本方針Ⅲ－基本目標10－(1) 学校教育における人権教育の推進	・学校での人権教育では、ジェンダー平等を取り上げるところが少ない。隔年ごとなど頻度を増やすべきである。 ・成人した後でも、各地域において、ジェンダーについて学ぶ機会の充実を望む。	・各校の自主性や方針もありますが、貴重な御意見として、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。 ・ぐんま男女共同参画センターは、本県の男女共同参画の推進拠点として、講座の開催等学習機会を提供しておりますが、各地域に出向いての開催やオンラインでの開催等、より広がりのある取組を進めてまいります。
	基本方針Ⅰ－基本目標1「政策・方針決定過程への女性参画拡大」の「現状と課題」	・政策・方針決定過程に女性の参画が進んでいない本県の現状について、原因の分析がないので、実効性が低い印象がある。政策・方針の決定は、男性が行うものというバイアスがあるのではないかと。	・原因の分析については、令和元年度に実施した「男女共同参画に関する県民意識調査」の結果をもとに記載をしています。政策・方針決定過程において参画が進まないことについては、原因の特定ができていないため、記載をしていますが、御指摘のとおり、家庭や社会、個人のなかにあるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）も原因の一つではないかと考えます。女性の参画拡大に向け、様々な場面での意識啓発と情報提供、女性の人材育成等に取り組めます。
	基本方針Ⅰ－基本目標2「働き方等における男女共同参画の推進と仕事と家庭の調和」	・「基本目標8 固定的な性別役割分担意識の解消」との関連を記載するとよい。	・それぞれの目標が関連し合っている面もあり、御指摘の部分以外にも同様に反映すると複雑となり、分かりにくくなることから原案どおりといたしますが、各目標の関連性については今後意識して施策を推進いたします。

3	基本方針Ⅰ－基本目標２－（１） 「ワークライフバランスの実現」	・「…男性が育児・介護を前向きにとらえ…」は、県の計画で自ら性別役割分業を容認しているように感じられるため、削除すべきではないか。	・現状では、育児・介護に前向きではない男性の存在が多く指摘されているところであり、原案どおりといたしますが、固定的な性別役割分担意識の解消に向け施策を進めてまいります。
	基本方針Ⅰ－基本目標２－成果目標 「夫婦が同じくらい育児を分担する家庭の割合」	・育児を行うのは基本的に親であり、夫婦関係が解消されても“父母”の責任は継続されることから、「夫婦」ではなく「父母」とすべきではないか。	・本計画は男女共同参画基本計画であり、子どもの視点から策定しているものではないこと、また、個々の家庭の形はそれぞれであり「父母」とも限定できないことから、男女共同参画を進めるための基本計画という視点で、原案どおり「夫婦」といたします。
	基本方針Ⅱ－基本目標４「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の成果目標 「DV等の支援制度・相談窓口を『いずれも知らない』人の割合」	・「知らない人」を減らすより、「知っている人」を増やす方が、しっくりくるのではないか。	・DV等の支援制度や相談窓口は複数あり、DV被害者や周囲の人が、どこか一つでも知っていれば迅速な支援につながるため、「いずれも知らない人」の割合を減らすことを目標としております。
	基本方針Ⅲ－基本目標８「固定的な性別役割分担意識の解消」－「現状と課題」	・「男は仕事、女は家庭」を肯定する人が4.7%減少したことを「改善」としているが、そうとも言えないのではないか。	・同じ質問を経年で見ると、H21：37.7%→H26：29.7%→R1：25.0%となっており、減少幅は小さいですが、傾向は変わっていないため、「改善」が続いていると判断いたします。
	基本方針Ⅲ－基本目標８「固定的な性別役割分担意識の解消」－成果目標	・「『男は仕事、女は家庭』という考え方に賛同しない県民の割合」となっているが、大きな違和感を感じる。例えば、「性的役割分業（男は仕事、女は家庭）の是正に賛成の県民」ではどうか。	・令和元年度に実施した「男女共同参画に関する県民意識調査」では、当該質問項目の選択肢が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」「わからない」となっており、是正に対する賛否については調査を行っていないこと、また、本計画は男女共同参画を推進することをその趣旨としているため、「男は仕事、女は家庭」という考え方を減らしていくことに主眼をおいた書き方としております。経年変化を見る必要もあることから、原案どおりといたします。
4	基本方針Ⅰ－基本目標１「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」－成果目標 「管理的職業従事者に占める女性の割合」	・県職員の管理職においても目標値を設定してほしい。	・県人事課では「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」を策定し、「管理職に占める女性職員の割合」について目標値を定め、推進を図っています。男女共同参画基本計画は社会全体での推進を図るため、県職員の管理職に占める女性割合については、参考指標として位置づけ、毎年度、進捗を確認していきます。
	基本方針Ⅱ－基本目標６「生涯にわたる健康づくりへの支援」－成果目標 「がん検診受診率（肺がん）」	・目標値は基準値よりも高い数値にすべきではないか。	・この目標値は、国で定めた目標値を県でも掲げているもので、この目標まで達成すれば十分というものではなく、最低でも50%を超えるよう取り組むというものであり、このままの目標値とします。
	基本方針Ⅲ－基本目標８「固定的な性別役割分担意識の解消」－成果目標 「男女の地位の平等感（社会全体）」 「『男は仕事、女は家庭』という考え方に賛同しない県民の割合」	・目標値について、第5次計画で目標を下げることなく、第4次計画の目標値のままとしてほしい。	・過去の進捗状況から判断し、第5次計画では目標を定め直しました。目標達成に向け、施策を推進してまいります。

5	<p>基本方針Ⅰ－基本目標２－（１）ワーク・ライフ・バランスの実現（男性の育児休業取得促進、時間外労働短縮等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の育児休業取得率を向上させるため、県が率先して育児休業の取得を義務づける必要があるのではないか。</li> <li>・公共事業の入札の際に、男性の育休取得率も加点の対象にすることも取得率向上の一手段になると思うがどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県人事課が「群馬県職員の女性活躍推進・子育て応援プラン」を策定し、「男性職員の育児休業等取得率」について目標値を定め、取得促進を図っています。男女共同参画基本計画では、女性の管理職割合と同様に、参考指標に位置づけ、毎年度、取得状況を確認していきます。</li> <li>・公共事業の入札の際の加点については、貴重な御意見として、今後の参考にいたします。</li> </ul>
	<p>基本方針Ⅰ－基本目標３－（３）魅力的な地域づくりと地域活動における男女共同参画推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会長の女性割合の増加には、地区役員に必ず女性を入れるという強制力を持たせなければこの現状は続いていくのではないかと。ある程度強力なトップダウン方式をとらないと、変わらないのではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会の運営方針は、各自治会それぞれが主体となって決定していくものであるため、強制することは難しい状況ですが、本県の現状を情報発信し、啓発により自治会全体の意識を変えていくことは可能であると思います。貴重な御意見として今後の参考にいたします。</li> </ul>
	<p>基本方針Ⅱ－基本目標４ 女性に対するあらゆる暴力の根絶</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談体制の充実として、若い人達が気軽に相談できるSNSでの相談体制も整える必要もあるのではないかと。</li> <li>・DVの防止には、家庭や社会の中で学んだ「女は男を支えるもの」という無意識の刷り込みをなくすことが大切でないかと。</li> <li>・加害者に対する予防教育、対策として、加害者更生プログラムの義務化、強制化が必要ではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNSを活用した相談体制については、国が今年度から24時間対応しており、その状況を参考にしながら今後も検討していきます。</li> <li>・また、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消は、DVの防止と深く関連性があり、DV対策と男女共同参画施策を総合的に推進してまいります。</li> <li>・加害者に対する教育については、計画の内容に明記しておりませんが、貴重な御意見として、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。</li> </ul>
	<p>基本方針Ⅱ－基本目標５－（３）性的少数者等が抱える困難への理解促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性別区分を前提とした制度の廃止、学校における混合名簿の全県への徹底、あえて必要のない書類への男女の性別記入の撤廃等の実現を望む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立小・中学校につきましては、健康診断や保健指導等、男女を区別することが必要な場合を除いて、混合名簿が浸透しております。導入の判断は、市町村教育委員会や各校長の判断に委ねられておりますが、引き続き男女共同参画社会の推進施策をとおして、理解を広めてまいります。</li> <li>・公立高等学校につきましても、共学校では混合名簿が浸透しております。管理職や生徒指導担当者等を対象とした会議にて、男女共同参画やLGBTQ等性的少数者への配慮の観点から、引き続き理解を広めてまいります。</li> <li>・県における各種申請様式等の性別欄の有無については、廃止に向けて必要性等の現状を確認しているところです。</li> </ul>
	<p>基本方針Ⅱ－基本目標７－（２）男女のニーズの違いに配慮した防災対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぐんま男女共同参画センターでは女性団体と共同で「男女共同参画の視点に立った防災冊子」を作成したので、これらを利用して平時の防災・減災の取組を各地区で行ったほうがいい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に男女のニーズの違いに配慮するには、平時から研修会等で、男女共同参画の視点について学ぶことが重要です。貴重な御意見として今後の取組に活かしていきます。</li> </ul>
	<p>基本方針Ⅰ－基本目標１－（１）各分野における指導的地位に占める女性割合の増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員、区長、審議会委員の男女の割合を50%ずつにするなどの制限を決めるのはどうか。それぐらいの事をしないと、意識改革はできないのではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会の運営方針は、各自治会それぞれが主体となって決定していくものであるため、強制することは難しい状況ですが、本県の現状を情報発信し、啓発により自治会全体の意識を変えていくことは可能であると思います。貴重な御意見として今後の参考にいたします。</li> <li>・様々な分野での女性の参画割合を増やす取組を、今後も検討してまいります。</li> </ul>

6	計画全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性、女性それぞれに特徴があり、調和してうまくいっている部分もある。何でも平等という考えではなく、もともと性別により、違う特性があるという意識は必要と思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画の基本的な考え方として、男女の完全な平等を目指すものではなく、基本理念に「性別にかかわらず、一人ひとりの考え方や生き方が尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会を目指す」と掲げました。男女の特性に違いがあることは常に意識しながら、「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき」というアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）をなくし、誰もが暮らしやすい社会を目指して、施策を推進してまいります。</li> </ul>
7	基本方針Ⅲ－基本目標10「あらゆる場を通じた教育・学習の充実」－現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年は、公立小・中・高等学校での混合名簿の実施率は上がってきているが、完全実施を目標として明記すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立小・中学校につきましては、健康診断や保健指導等、男女を区別することが必要な場合を除いて、混合名簿が浸透しております。導入の判断は、市町村教育委員会や各校長の判断に委ねられておりますが、引き続き男女共同参画社会の推進施策をとおして、理解を広めてまいります。</li> <li>・公立高等学校につきましても、共学校では混合名簿が浸透しております。管理職や生徒指導担当者等を対象とした会議にて、男女共同参画やLGBTQ等性的少数者への配慮の観点から、引き続き理解を広めてまいります。</li> </ul>
	基本方針Ⅲ－基本目標10－(1)学校教育における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>真の男女共同参画社会の実現のために、公立高等学校の男女共学化を目標として明示すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校の男女別学につきましては、継続している経緯、メリット・デメリット両面があると思われませんが、貴重な御意見として、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。</li> </ul>
8	基本方針Ⅱ－基本目標4－(2)性犯罪・性暴力、ストーカー事案、インターネット上の暴力等への対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郊外の公園等に、「ちかんにちゅうい」などと、被害者側に呼びかける看板等があるが、何故、被害者側にだけ注意を促して、加害者に対して法律で罰せられる等の注意をしないのか。男女共同参画の理念にも、安心・安全な社会生活の理念にも反するのではないか。男性の性犯罪に対し対応が甘い感じがする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園にある「ちかんにちゅうい」といった看板は、被害者への注意喚起とともに、加害者の犯罪抑止にもつなげるため立てられているものと考えますが、貴重な御意見として、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。</li> </ul>